

沖縄モズク大使設置要綱

（設置の目的）

第1条 沖縄モズクに深い愛着と関心を寄せ沖縄モズクにゆかりのある者のピーアール活動を通して、沖縄モズクのイメージアップを図るため、沖縄モズク大使（以下「大使」という。）を設置する。

（大使の活動）

第2条 大使は、次の各号のいずれかの活動を行うものとする。

- （1）モズクの魅力を広くピーアールすること。
- （2）モズクに関する情報を収集し、提供等を行うこと。
- （3）モズクのイメージアップにつながる活動を行うこと。
- （4）必要に応じて、当協議会の実施する行事等に協力及び支援を行うこと。

（大使の推薦）

第3条 当協議会会員は、次の各号に掲げる者のうちから、前条の活動を積極的に行う意志があると認められるものを、会長に推薦することができる。

- （1）沖縄モズクを愛し、沖縄モズクのイメージアップに貢献すると認められる者

（大使の認証）

第4条 会長は、前条の規定により推薦された者のうちから、大使にふさわしいと認められるものに認証状を交付するものとする。

（任期）

第5条 大使の任期は、5年とし、大使より辞任の申し出がない限り自動更新し再任を妨げない。

- 2 会長は、大使にふさわしくない行為等があった場合、任期内でも大使の認証を取り消すことができる。

（報酬）

第6条 大使は、無報酬とする。
但し、費用弁償並びに交通費については、実費を支給する。
（JF沖縄漁連の旅費規程に準ずる。）

（資料等の提供）

第7条 会長は、大使の活動に必要な資料等を随時提供するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、大使に関し必要な事項は、役員会に諮り決定するものとする。

附則1.この要綱は、平成21年1月19日から施行する。